

保険給付外のサービスについて（お知らせ）

当院では、入院される方等の利便性を考慮し、希望される方に次のサービスを提供しております。

なお、当該サービスは療養の給付と直接関係しないことから保険給付外となり、全額自己負担となりますのでご了承願います。

※ 料金は、すべて税込み金額

1 寝具貸付料 1組1日につき 230円

返却日は含まない。ただし、貸付日と返却日が同日の場合は1日として算定。

2 入院時の特別メニュー食料 1食につき 100円

基本メニューとは別の特別なメニューを用意し、特別メニューを選択した患者さんについて、通常の食事療養費（1食あたり490円）に、100円を加算します。

3 健康診断料

医科点数表に定める初診料、画像診断、その他実施した検査等の所定点数に100分の110を乗じて得た点数（1点=10円）

4 予防接種料 別表「予防接種料金表」のとおり

【注射によるもの】

- | | |
|---------------|---|
| (1) 3歳未満 | (使用した薬剤の購入価格+5,510円(1回目:2回目以降1,570円)×1.1) |
| (2) 3歳以上～6歳未満 | (使用した薬剤の購入価格+4,210円(1回目:2回目以降1,570円)×1.1) |
| (3) 6歳以上 | (使用した薬剤の購入価格+3,460円(1回目:2回目以降1,190円)×1.1) |

【注射以外によるもの】

- | | |
|---------------|---|
| (1) 3歳未満 | (使用した薬剤の購入価格+5,670円(1回目:2回目以降1,730円)×1.1) |
| (2) 3歳以上～6歳未満 | (使用した薬剤の購入価格+4,340円(1回目:2回目以降1,700円)×1.1) |
| (3) 6歳以上 | (使用した薬剤の購入価格+3,590円(1回目:2回目以降1,320円)×1.1) |

5 リンパ浮腫外来で実施する指導・リンパドレナージ料

1日1回につき 5,570円

6 セカンドオピニオン相談料

30分まで 11,000円（その後、15分までごとに 5,500円加算）

7 おむつ貸付料 1日につき 580円

入院した新生児等が使用した場合 530円（非課税）

8 洗濯料

- | | |
|-------------------------------|-------------|
| (1) タオル、枕カバー、布団襟掛及び靴下類 | 各1件につき 180円 |
| (2) バスタオル及び肌着（毛製品を除く）類 | 各1件につき 370円 |
| (3) 敷布、布団カバー、浴衣、パジャマ及び毛製品の肌着類 | 各1件につき 570円 |

9 診療記録開示手数料 1件につき 3,300円

10 文書料

- (1) 個人健康診断に係るもの 1通につき 3,300円
- (2) 診断書
 - ① 傷病等を証する簡易なもの 1通につき 3,300円
 - ② 生命保険給付に関する診断書及び自動車損害賠償責任保険の給付に関する診断書
1通につき 8,380円
 - ③ その他の診断書 1通につき 5,500円
(国民年金・厚生年金用、身体障害者手帳交付用、自動車損害賠償責任保険用等診断書など)
- (3) 証明書
 - ① 交通事故に係る医療費証明書 1通につき 3,300円
 - ② 診断内容の明細を記載した医療費証明書 1通につき 3,300円
 - ③ その他の証明書(領収証明書等) 1通につき 1,100円
- (4) 死亡診断書(死体検案書を除く) 1通につき 5,500円
- (5) 検案書
 - ① 死体検案書(変死体検案書を除く) 1通につき 7,700円
 - ② 変死体検案書 1通につき 11,000円
- (6) 診療録の開示文書(写し)
 - ① 白黒 1枚につき 10円、② カラー 1枚につき 40円
- (7) 診療明細書再発行料 1通につき 10円

11 巻爪(陥入爪)の超弾性ワイヤーによる治療

1回につき、(初診料(2回目以降:外来診療料)+1指につき100点+使用材料の購入価格)×1.10

12 往診等自動車利用料(病院から患家までの距離により、1回につき)

- (1) 5km以下 200円、(2) 5km超10km以下 410円、(3) 10km超 610円

13 核医学検査中止時における薬剤費負担額

破棄した薬剤の購入価格

14 死体処置料 1体につき 7,700円

15 死体検案料 1体につき 22,000円

16 臓器等移植に伴う組織適合性試験料

1回につき、臨床検査業務の委託金額を10円で除して得た数に相当する数の点数に100分の110を乗じて得た点数(1点=10円)

17 患家等への処方箋、薬剤、診断書等の送付手数料

1回につき、患家等への処方箋、薬剤、診断書等の送付に要する費用を10円で除して得た数に相当する数の点数に43点を加えた点数に100分の110を乗じて得た点数(1点=10円)

掲示許可(施設基準)

許可日: R8年 4月 1日

掲示期限: 年 月 日

担当部署: 医事経営課 医務係

岩手県立胆沢病院

令和8年4月1日 岩手県立胆沢病院長